

Ⅱ 第４期大分市地域福祉計画・第５次地域福祉活動計画 について

Ⅱ 第4期大分市地域福祉計画・第5次地域福祉活動計画について

2019年度（令和元年度）から2023年度（令和5年度）の5年間を計画期間とする前計画では、以下の施策体系をもとに、各取り組みを推進するとともに「福祉協力員（仮称）の配置・支援」「校（地）区社協活動の充実」「包括的な相談支援体制の構築」の3つの重点的な取り組みを実施しました。

施策の体系

基本理念	基本目標	施策の方向	取り組み
支え合って 共に生きる みんなが 主役のまちづくり	1.地域のつながりをつくる	(1)地域づくりを我が事とする意識づくり	①地域福祉への意識の醸成
			②地域での人権意識の啓発
			③地域と学校の連携
		(2)住民が地域活動に参加しやすい環境づくり	①地域活動へのきっかけづくり
			②交流の場づくりや交流促進への支援
			③情報発信
	2.地域で支え合う体制をつくる	(1)地域福祉の担い手づくり	①担い手の発掘・養成
			②活動しやすい環境づくり
		(2)住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり	①市社協の体制強化
			②住民相互の見守り支援活動の充実
			③地域活動への支援
		(3)専門・相談機関との協働にむけたネットワークづくり	①地域課題解決にむけた人材養成
	3.地域課題を解決できる体制をつくる	(1)困りごとをキャッチしやすい環境づくり	①分かりやすい情報提供
			②相談体制の充実
		(2)専門・相談機関同士の連携強化、ネットワークづくり	①顔の見える関係の構築
			②生活困窮者への支援
		(3)分野を横断する包括的な相談支援体制づくり	①市役所の体制整備
			②専門・相談機関の連携強化
	4.安全・安心をつくる	(1)災害に強いまちづくり	①地域防災力の強化
			②災害時における体制強化
		(2)安心して暮らせるための基盤づくり	①地域特性に応じた移動支援
			②空き家等への対策
			③安全・安心の環境整備
		(3)権利擁護の推進	①成年後見制度の利用促進
			②権利擁護への理解

重点的な取り組みについて

①「福祉協力員（仮称）の配置・支援」

○人材、役割についての関係団体から意見聴取および制度化

校（地）区社協等から「福祉協力員（仮称）」の名称や役割についての意見聴取を行い、「地域福祉の担い手づくりモデル事業」を実施し、既存の活動との関連性を検討しました。

○既存の活動である小地域福祉ネットワーク活動や、地域福祉推進委員との関連性の整理

各校（地）区社協ごとに地域の実情や優先して解決すべき生活課題は異なっており、「福祉協力員（仮称）」と小地域福祉ネットワークや地域福祉推進委員との関連性についても、地域ごとの違いを踏まえた整理が必要であることがわかりました。

○既存のボランティア団体との連携強化

サロン活動等の既存のボランティア団体との連携についても、各地域の実情や優先課題を踏まえた関連性の検討が必要であることがわかりました。

②「校（地）区社協活動の充実」

○校（地）区における話し合いの場づくりと、その場を通じた校（地）区社協活動計画の策定支援

校（地）区社協活動計画策定の支援及び計画に掲げた取り組みの推進支援を行いました。

○市社協の組織力強化及び地域担当制の強化

高齢者サロンのコーディネーターを配置し、新たに地域担当者を増員し強化を図りました。

○校（地）区社協活動計画策定にあたっては、地域の実情に応じて地域福祉活動の担い手の育成支援に取り組む

地域福祉推進委員研修会、校（地）区社協情報交換会等を開催しお互いに知り得た情報を今後の活動の参考としました。

③「包括的な相談支援体制の構築」

○市の体制整備や専門人材の養成

2021年（令和3年）4月の改正社会福祉法により、各種機関同士の連携強化を目的とした属性を問わない相談支援などを一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設されました。これにより、これまで培ってきた各分野の専門性をいかしながら、対象者別の制度の壁を低くすることで、スムーズな連携を目指すことが推奨され、本市においては、2022年度（令和4年度）から職員間での連携強化や専門職員研修等を重ね、どこで相談を受けても各課が連携する総合的な相談体制の構築に取り組みました。

○地域福祉推進の中核を担う市社協への支援強化

市社協に対して運営補助金などを通じた支援の強化を図りました。これにより、市社協の体制強化や地域福祉に従事する人的資源の確保が図られ、小地域福祉ネットワーク事業などの継続実施や新たな事業展開につながりました。

○民生委員・児童委員活動の負担軽減への検討

民生委員・児童委員庁内サポート体制のもと、民生委員・児童委員への支援を継続するとともに、2022年（令和4年）の一斉改選にあたり、退任者が新任者へ活動の引継ぎ支援（同行訪問や助言等）を行う、新任民生委員・児童委員サポーター制度を導入し、活動の負担軽減を図りました。

今後の課題

市役所	市社協
包括的な相談支援体制の構築に向け、相談を受け止める意識づくりや相談機関が連携する体制整備などの取り組みを推進してきました。 しかし、複合的な課題を抱えた世帯や個人に対する支援を円滑に行うためのネットワーク強化や、自ら支援につながる事が難しい潜在的な相談者への対応、社会とのつながり作りに向けた支援などが今後の課題となっています。 新しい計画ではこれまでの「包括的な相談支援体制の構築」を発展的に事業展開し、重層的支援体制整備事業を実施します。	福祉協力員（仮称）の配置・支援について、新たな計画では、名称や役割にこだわらず、地域課題に応じて柔軟に活動できる担い手の確保を推進していきます。 地域福祉活動への参加や活動に興味をもつ住民の減少といった現状があり、地域の状況にあわせて住民が参加できる場や活動を創出することが課題となっています。 新しい計画においては、校（地）区社協活動の基盤となる小地域福祉ネットワーク活動を充実し、担い手確保に向け、地域ニーズに対して効果的な取り組みを推進してまいります。